

第5章 金融 ADR 制度

神 田 秀 樹

1 はじめに

本稿は、金融 ADR 制度のうちのアッセン制度について、全国銀行協会のアッセン委員会によるものに焦点をあてて、制度の目的や機能との関係で、制度の運用の現状について、いくつか気がついた点を述べることを目的とする。この全国銀行協会による金融 ADR 制度は平成 22 年 10 月 1 日に業務を開始している。なお、参考までに、証券・金融商品アッセン相談センター（FINMAC）は、平成 22 年 2 月 1 日に業務を開始している（金融 ADR 制度の創設および趣旨については、池田唯一ほか『逐条解説・2009 年金融商品取引法改正』47 頁以下に詳しく記述されている）。

アッセン制度を含めて、金融 ADR 制度は非公開で行われるため、その概要は関連するウェブサイトで公表されるものの、運用の実態は必ずしも明らかではなく、研究者による研究の対象とはなりにくい。以下では、公表されている情報に基づいて、制度の概要を紹介するとともに、制度の運用について筆者が気がついた点をいくつか述べる。

2 制度の趣旨

金融 ADR 制度（アッセン制度を含む。以下同じ）の制度目的は、第 1 に、一般の ADR 制度と同様、簡易・迅速・安価な紛争解決手続を用意することにあると言われているが、金融 ADR 制度については、これに加えて、第 2 に、業界団体によって設立され専門性を有する紛争解決機関が行政庁から指定を受け、種々の規律のもとで運営され、個別紛争事案の解決を超えたいわば類型的解決ないし規範形成をすることにより、金融・資本市場の健全な発展に資することが目的とされていると言われている（田路至弘「金融 ADR - この 2 年 -」金融法務事情 1957 号 4 頁以下。本稿の問題意識は、この論稿と共通するものである）。

3 あっせん手続の概要

全国銀行協会のアッセン委員会によるアッセン制度（以下、本報告では、単に「アッセン」

「あっせん制度」と呼ぶことがある) の手続の概要は、次の通りである。

(http://www.zenginkyo.or.jp/adr/mediation_flow/index.html 参照)

(1) 手続の説明・あっせんの申立て

全国銀行協会相談室は、顧客からあっせんの申立てを受けるに当たり、紛争解決手続等の説明を行う。相手方銀行に対しては、顧客があっせんを希望している旨を伝える。

顧客はあっせんの「申立書」を作成する。申立書には、資料・証拠書類の原本または写しを添付する。

あっせん委員会事務局は、相手方銀行に顧客からあっせんの申立書の提出があった旨を通知し、申立書の写しを送付して紛争解決手続に参加することを要請する。

相手方銀行は、あっせん委員会が相当の理由があると認めた場合を除き、紛争解決手続に参加しなければならないこととされている。

相手方銀行は、参加要請に対する「答弁書」を作成し、資料・証拠書類等とともに、原則2週間以内にあっせん委員会事務局に提出する。

(2) 紛争解決手続の開始・適格性の審査

あっせん委員会事務局が、顧客からの申立書と相手方銀行からの答弁書を受領した場合、あっせん委員会は申立てに係る適格性の審査（業務規程 25 条参照）を行う。

(<http://www.zenginkyo.or.jp/adr/mediation/attention/index.html> 参照)

(3) あっせんの申立ての受理・不受理

適格性の審査の結果、あっせん委員会が顧客の申立てを受理したときは、顧客と相手方銀行に対してその旨を書面により通知する。併せて、顧客には相手方銀行からの答弁書の写しを送付する。

適格性の審査の結果、あっせん委員会が顧客の申立てを不受理としたときは、顧客と相手方銀行に対してその理由を付して書面により通知する（紛争解決手続は終了となる）。

(4) 主張書面や資料等の提出

あっせん委員会は、顧客と相手方銀行に対してあっせんの申立ての趣旨に対する主張書面の作成を求めるとともに、追加の資料・証拠書類等がある場合にはその原本または写しの提出を求める。

相手方銀行は、資料・証拠書類等の提出を求められたときは、正当な理由なく、これを拒否

してはならないこととされている。

顧客と相手方銀行は、主張書面および資料・証拠書類等をあっせん委員会に提出する。

あっせん委員会事務局は、顧客と相手方銀行から提出された主張書面、資料・証拠書類等をそれぞれ相手方に送付する。

(5) 事情聴取

あっせん委員会が必要があると認めた場合、期日を定めて顧客と相手方銀行または参考人の出席を求め、事情聴取を行う。

出席を求められた顧客と相手方銀行は、原則として自ら出席しなければならない。

(6) あっせんの申立ての取下げ・打切り等

顧客はいつでもあっせん申立取下書をあっせん委員会に提出することにより、あっせんの申立てを取下げることができる。

あっせん委員会は、紛争解決手続中の紛争事案について虚偽の事実が認められた場合、顧客と相手方銀行双方の主張に隔たりが大きい場合、顧客が業務規程や委員会の指示に従わない等の場合、紛争解決手続を打切ることができる。

(7) あっせん案・特別調停案の提示

あっせん委員会は、顧客と相手方銀行双方のために衡平に考慮し、申立ての趣旨に反しない限度においてあっせん案を作成し、顧客と相手方銀行双方に提示してその受諾を勧告する。

あっせん案の提示を受けた相手方銀行はこれを尊重し、正当な理由なく拒否してはならないこととされている。

なお、あっせん委員会の判断により、原則として銀行が受諾しなければならない特別調停案（銀行法 52 条の 67 第 6 項）を提示することがある。

(8) 和解契約書の作成

あっせん委員会の提示したあっせん案を顧客と相手方銀行双方が受諾したとき（あっせん成立）は、あっせん委員会は遅滞なく和解契約書を 3 通作成し、顧客、相手方銀行およびあっせん委員会（小）委員長がそれぞれ連署する（この和解契約書の締結により紛争解決手続は終了する）。

(9) 紛争解決手続の終了

顧客と相手方銀行の一方または双方があっせん案を受諾しなかった場合には、あっせん不成立により紛争解決手続は終了する。

4 制度の運用の状況

制度発足以来の運用の概要は、ウェブサイトにおいて公表されている。

(<http://www.zenginkyo.or.jp/adr/conditions/index.html> 参照)

全国銀行協会のおっせん委員会によるあっせん制度は、予想以上に利用されてきたということができる。新規申立て件数は、平成 23 年度をピークに平成 24 年度には減少に転じた。ここには掲げないが、平成 24 年度の新規申立て件数 805 件のうち、投資信託関係の事案が 164 件 (20.4%)、為替デリバティブ関係の事案が 494 件 (61.4%) を占めているが、平成 23 年度と比べると、前者は大幅増加し、後者は (構成比では依然大きな比率を占めているもの) ピークを過ぎたため減少している (詳細は、上記のウェブサイト参照)。なお、FINMAC のあっせんと比べると、全国銀行協会のおっせんでは和解が成立した比率がきわめて高いことが特徴的である。

全国銀行協会あっせん委員会

| | H22 | H23 | H24 | H25 |
|--------------|-----|------|------|-----|
| 新規申立て件数 | 322 | 1086 | 805 | 247 |
| 終結件数 | 137 | 765 | 1065 | 446 |
| ●和解成立 | 51 | 449 | 696 | 265 |
| ●不調打切り | 35 | 206 | 261 | 112 |
| ●取下げ | 7 | 28 | 63 | 36 |
| ●適格性審査による不受理 | 44 | 82 | 45 | 33 |

(注) 和解成立 = あっせん案・特別調停案提示後、和解
不調打切り = 打切り、および、あっせん案・特別調停案不受諾
(参考) 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)

| | H22 | H23 | H24 |
|---------|-----|-----|-----|
| 新規申立て件数 | 309 | 467 | 334 |
| 終結件数 | 226 | 423 | 415 |
| ●和解成立 | 123 | 227 | 223 |
| ●不調打切り | 94 | 179 | 162 |
| ●取下げ等 | 9 | 17 | 30 |

(http://www.finmac.or.jp/tokei-siryō/index_04.html 参照)

5 若干の感想

(1) 件数・金額など

公表されている情報からは、当事者の請求金額、和解が成立した場合の和解した金額、争われた契約の具体的な内容、当事者が争った争点などは、いずれも不明である。したがって、あっせん制度の運用の実態は、外部からはほとんどわからないということになる。

推測に基づく筆者の感想という程度であるが、あっせんに持ち込まれる事案の数が、制度発足時の予想を超えて非常に大きくなっているように見受けられる。また、和解成立により支払われる金額もかなり高額となる事案があるようである。そして、為替デリバティブの事案では法人顧客があっせんを利用している（なお、金融法学会の2012年度大会において、金融ADR制度が議論されたが、その際の報告資料として、本杉明義「金融ADRの現状と今後の課題」金融法務事情1951号22頁以下、和仁亮裕「デリバティブ取引と紛争解決」金融法務事情1951号28頁以下参照。学会での報告と議論は『金融法研究』29号33頁以下に収録されている）。

(2) 簡易・迅速・安価

(ア) 適格性

それなりの数の事案が、「当事者から提出された書面や資料・証拠書類等および当事者双方に対する事情聴取によっては紛争の核心となる事実の確認をすることが著しく困難な事案」として不受理とされているようである。

(イ) 裁判との比較

受理された事案では、裁判と比較すると、あっせんは、総じて、より「簡易・迅速・安価」であると言ってよいと見受けられる。事情聴取も原則1回、全体にかかる時間もおよそ数か月内、顧客にとっての費用は無料である。

もっとも、弁護士をつけての申請が増加しており（とくに為替デリバティブ関係）、本来は裁判で解決されるべき事案があっせんに持ち込まれているとの声をよく聞く。

なお、和解が成立する率は、為替デリバティブの事案で7割程度、その他の事案で5割程度と推測される。

(3) 類型的解決

類型的解決という観点からみると、為替デリバティブの事案では、リスク・ヘッジのニーズの有無が中心的論点となるようであるが、総じて、裁判による場合と比較すると、和解が成立

して銀行が支払う金額が多額となっている感がある。

(4) 小括

あっせん制度は、本来は、個人顧客が比較的少額の救済を迅速に得るための制度ではないかと考えられる。この観点からは、為替デリバティブ事案のように、件数も膨大で、専ら法人顧客が利用し、和解金額も高額となるといったことは、制度本来からすれば、予想外のことではないかと思われる。また、このこととも関係して、そこで形成される紛争解決規範の合理性についても、検討の余地があるかもしれない（上記で引用した金融法学会大会における議論を参照）。